

第18号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月22日

品川区長 濱 野 健

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年品川区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第21条の4第2項中「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に改め、同条第3項中「100分の95」を「100分の90」に、「100分の45」を「100分の42.5」に、「100分の115」を「100分の110」に、「100分の55」を「100分の52.5」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（説明）職員の勤勉手当に係る支給月数を改める必要がある。